

2015年（平成27年）12月9日

法務大臣 岩城光英 殿

日本弁護士連合会
会長 村越 進

死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書

第1 要請の趣旨

- 1 死刑制度の廃止についての全社会的議論を行うため、以下の方策をとること。
 - (1) 法務省に、別紙「死刑制度に関する当面の検討課題」について国民的議論を行うための有識者会議を設置して、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査し、調査結果と議論に基づいて、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと。なお、有識者会議の構成員については、国民的な議論が可能なように存置、廃止、中立それぞれの立場から偏りなく人選すること。
 - (2) 上記の議論が尽くされるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること。
- 2 死刑えん罪事件を未然に防ぐため、緊急に以下の措置を講じること。
 - (1) 捜査機関が収集した証拠リストの弁護人への交付を含む全面的証拠開示制度の整備
 - (2) 科学的に信頼性の高い方法によって再鑑定を受ける権利の確立
 - (3) 死刑確定者と弁護人等との秘密交通の確保
 - (4) 再審請求における国選弁護制度の創設
 - (5) 再審請求による死刑執行停止効の確立
 - (6) 死刑執行を事前に合理的な余裕をもって告知する運用の再開

第2 要請の理由

- 1 当連合会の死刑制度についての見解
当連合会は、死刑のない社会が望ましいことを見据えて、2011年（平成23年）10月7日、第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復

帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択した。

これは、死刑がかけがえのない生命を奪う非人道的な刑罰であることに加え、罪を犯した人の更生と社会復帰の観点から見たとき、更生し社会復帰する可能性を完全に奪うという問題点を内包していることや、裁判は常に誤判の危険を孕んでおり、死刑判決が誤判であった場合にこれが執行されてしまうと取り返しがつかないこと等を理由とするものである。

2 国際社会が注目する日本の死刑

国際的にみた場合、2014年（平成26年）12月末現在の死刑廃止国（10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国を含む。）は140か国、死刑存置国は58か国であって、世界の3分の2以上の国が死刑を廃止ないしは停止している。死刑存置国の中でも実際に死刑を執行している国は更に少なく、2013年（平成25年）は22か国、2014年（平成26年）は22か国にすぎない。死刑廃止が国際的にも大きな潮流であることは明らかであり、隣国の韓国は既に17年以上死刑の執行を停止し、事実上の廃止国として数えられている。

また、2014年（平成26年）12月、国連総会は、全ての死刑存続国に対し、死刑廃止を視野に執行を停止するよう求める決議案を、欧州諸国、カナダ、フィリピン、ブラジルなど過去最多の117か国の賛成による賛成多数で採択した。2007年（平成19年）以降、5回にわたって同様の決議が採択されているが、毎回賛成国が増えている。2014年（平成26年）の反対国は日本、米国、中国など38か国のみである。

こうした状況において、我が国の死刑制度は国際人権法の観点から様々な批判を浴びてきた。すなわち、国連拷問禁止委員会からは、「死刑制度を廃止する可能性についても考慮すべきこと」が勧告され（2013年（平成25年）5月・第2回日本政府報告書審査）、国際人権（自由権）規約委員会からは、「死刑の廃止について十分に考慮すべきこと」が勧告されている（2014年（平成26年）7月・第6回日本政府報告書審査）。のみならず、日本の死刑制度は、死刑判決に対する必要的な上訴制度がないこと、死刑確定者からの再審請求や恩赦の申立てに執行停止の効力がないこと、死刑執行の対象とされる者の精神障がいの有無についての制度的な審査が保障されていないこと、死刑執行の事前の告知がないこと等、手続面においても、国際人権基準に照らし大きな問題があることが指摘されてきた。

アジア諸国も含めて、世界が死刑執行の縮小から死刑廃止へと向かう情勢において、日本における死刑制度の存置と継続的な死刑執行は、国際的に大きく注目され、批判の的となってきた。2012年（平成24年）10月31日に実施された国連人権理事会作業部会による日本の人権状況に対する第2回目の普遍的定期的審査（UPR）においては、意見を述べた79か国のうち、24か国もの国が日本の死刑制度及びその運用の変更を求めて勧告を行った。これは、日本が抱える最大の人権問題の一つが、死刑であることを顕著に示している。

3 死刑制度の廃止についての全社会的な議論の必要性

(1) 世論調査

2014年（平成26年）11月、政府の「基本的法制度に関する世論調査」が実施され、2015年（平成27年）1月に調査の結果が公表された。

死刑制度の存廃に関する質問の選択肢は、前回の世論調査と比べ、死刑存廃に関する質問の選択肢は、「死刑は廃止すべきである」、「死刑もやむを得ない」に変更され、仮釈放のない終身刑が導入された場合の死刑廃止の是非についての質問も追加された。「死刑もやむを得ない」と回答した人の割合は80.3%と前回より減少し、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と回答した人の割合は前回の34.2%から40.5%に増えた。更に、仮釈放のない終身刑を導入した場合の死刑廃止の是非については、「廃止しない方がよい」51.5%、「廃止する方がよい」37.7%でその差が大幅に縮まった。また、袴田事件の再審開始決定の影響か、「死刑を廃止すべきである」理由として、「裁判に誤りがあつたとき、死刑にしてしまうと取り返しがつかない」を挙げた人が46.6%に上った。

マスコミでは、死刑賛成80%以上などと報道されていたが、当連合会が2015年（平成27年）9月15日、前回行われた調査の際にも検証してもらった社会調査のデータ解析を専門とする静岡大学情報学部の山田文康特任教授に今回の調査についても検証してもらった結果、「すぐに全面的に廃止する」は4.2%（9.7%×43.3%）、「だんだん死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する」は5.3%（9.7%×54.5%）、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」が32.5%（80.3%×40.5%）、「将来も死刑を廃止しない」46.2%（80.3%×57.5%）となり、「最初の3分類を『廃止/廃止意向』として、まとめると」42%となり、「廃止しない」46.2%「との差も縮まる」とのことであった。

今回の世論調査によって示されている死刑制度に関する国民の基本的な意識は、日本も将来は死刑廃止があり得ることを示すものであり、この結果は極めて重要である。

また、政府の世論調査にあわせて、2015年（平成27年）にオックスフォード大学犯罪学研究所研究員・ロンドン大学バークベック校犯罪政策研究所主任研究員の佐藤舞博士及び早稲田大学国際教養学部国際関係学准教授のポール・ベーコン博士により実施された併行調査によれば、死刑の存置を支持する人の71%は、政府が死刑廃止を決定すれば、これを受け入れると回答している。

死刑を廃止してきた諸外国の例を見ても、死刑を存置するか廃止するかは世論調査の結果決められたわけではなく、政治家のリーダーシップによって達成されてきた。例えば、イギリスは81%、フランスは62%、フィリピンは80%の死刑支持率のなかで死刑を廃止し、韓国も66%の死刑支持率のなかで死刑の執行を停止し続けている（参考資料として、末尾に「政治的リーダーシップによる死刑廃止事例」を添付する。同資料は、法務省「死刑の在り方についての勉強会」において当連合会から提出した資料の一つである。）。世論調査の結果は、死刑存置の理由とはならないのである。

(2) 裁判員裁判と死刑に関する情報公開の必要性

また、裁判員裁判の結果、死刑判決の言渡しがなされていることをもって、「裁判員裁判でも死刑は支持されている」と述べる意見もあるが、死刑を言い渡す国民の苦悩も伝えられている。

実際に、2014年（平成26年）2月には、裁判員経験者20名から法務大臣に対して、死刑執行を一時停止した上で死刑についての情報公開を求める要請書が提出された。同要請書では、死刑の実情について詳しい情報公開がなされていない現状のまま、裁判員裁判による死刑確定者の死刑が執行されれば、裁判員経験者の煩悶は極限に達するだろうと述べられている。

裁判員となった一般市民は、死刑とはどのような刑罰かを知らないまま、死刑判決を言い渡すかどうかの判断を求められ、かつ、判決後も、死刑確定者の処遇や執行方法等を知らないままに置かれているのである。

死刑制度に関する情報を広く国民に公開し、死刑の存廃等についての議論を呼びかけることは国の責務であって、そのような責務を果たさないまま、死刑存置の責任を国民に転嫁するべきではない。

死刑制度に関する情報が公開され、議論に供されることが不可欠の前提であるところ、情報公開はいまだにほとんど進んでいない。その状況は、20

10年（平成22年）8月に東京拘置所の刑場が一部マスメディアに公開された後も基本的に変わらないままである。

こうした、死刑制度を覆う秘密主義こそ、我が国の死刑を巡る最大の問題点の一つである。当初、法務省の「死刑の在り方についての勉強会」の検討課題であった死刑の執行方法については、法務省の政務三役会議において、いわば密室での検討がなされ、また、いかなる事実をもとに、どのような議論がなされたのかも不明なまま、結論に至らず終結したと伝えられている。

(3) 有識者会議設置の必要性

我が国は、「世論調査の結果にかかわらず、死刑制度の廃止を前向きに検討すべきである」との国際社会からの勧告に直面している（2008年（平成20年）の国際人権（自由権）規約委員会による第5回日本政府報告書審査の総括所見）。現在、政府や国会において、この勧告内容を実現する動きは存在しないが、我が国が批准した人権条約の実施について、条約実施機関から受けた勧告の実現に向け努力することは、国家としての責務である。

法務省内部の担当者からなる会議においては、死刑制度の根幹を問う議論を行うことはできない。先の「勉強会」が極めて不十分な結果に終わったことによって実証されたとおりである。例えば、死刑の犯罪抑止力について、「勉強会」の取りまとめ報告書では、死刑廃止論・存置論双方の立場からの主張が紹介されているにすぎず、自殺願望のある者が死刑に処せられることを求めて殺人を犯すという類型の事件について、十分に議論された形跡がない。しかし、現実に我が国においても、自殺願望を動機の一つとする大阪教育大附属池田小事件、土浦連続殺傷事件等の事件があり、2012年（平成24年）6月に大阪市の繁華街において、2014年（平成26年）7月に名古屋市の公園において起きた通り魔事件も同様の動機によるものと報道された。同種事件の防止という観点からも、死刑制度の存在がこれらの事件発生に与えた影響について、徹底的な検証がなされる必要がある。

また、2011年（平成23年）10月31日に大阪地方裁判所で死刑判決が言い渡されたパチンコ店放火殺人事件の審理において、自らも死刑の求刑及び死刑執行への立会いの経験を有する土本武司元最高検察庁検事が、「受刑者に不必要な肉体的、精神的苦痛を与える」もので憲法第36条が絶対に禁止する残虐な刑罰に限りなく近いと証言し、同事件の判決も、「絞首刑には、前近代的なところがあり、死亡するまでの経過において予測不可能な点がある」と指摘している。しかるに、先に述べた法務省の政務三役会議において、この点についてどのような検討がなされたのか全く明らかではない。

国民的な議論を行うためには、法務省に別紙「死刑制度に関する当面の検討課題」について議論するための有識者会議を設置し、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開して、死刑制度に関する世界の情勢について調査し、徹底した調査と議論に基づいて、今後の死刑制度の在り方について結論を出すことが必要である。

有識者会議の構成員については、国民的な議論が可能なように、存置、廃止、中立それぞれの立場から偏りなく人選する必要がある。

また、人権を尊重する民主主義社会にとって、被害者の支援と死刑のない社会への取組はいずれも実現しなければならない重要な課題であり、有識者会議においては、被害者の声を聞き、被害者支援の現状についても調査する必要がある。

(4) 死刑の執行停止－法務大臣に死刑執行義務はない

そして、死刑制度の在り方について広く冷静な議論を進めていくために、死刑の執行は、速やかに停止されなければならない。死刑の執行が継続される以上、制度を運用する側は、現に行われ、行われようとする死刑執行の正当性と妥当性の説明に汲々とし、制度の根幹に迫る本質的な議論は回避されてしまうからである。このことは、2012年（平成24年）3月の死刑執行の再開と、それに伴って法務省内での議論が収束されていった経過をみても明らかである。また、死刑執行停止は、えん罪が疑われる死刑確定者の死刑の執行を未然に防止するために、緊急に実施するべきである。

刑罰の執行が、一般に検察官の指揮のみをもって行いうるものとされている（刑事訴訟法第472条）にもかかわらず、死刑の執行については法務大臣の命令によるものとされている趣旨は（同法第475条第1項）、単に死刑の執行に慎重を期したと言うにとどまらず、死刑を執行するか否かについて法務大臣の高度な人道的、政治的判断を許容するためのものであり、法務大臣が、有識者会議において死刑の存廃等について国民的議論を行う間、死刑の執行を停止することは当然許容されている。

また、同条第2項は「前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。」と定めているが、これは訓示規定であって、国民的議論の間、法務大臣に死刑の執行を命令するべき義務はない。

4 えん罪による誤った死刑執行の危険性

(1) 死刑事件におけるえん罪

死刑制度にはえん罪による誤った刑の執行が不可避であり、日本も決してその例外ではない。

2014年（平成26年）3月27日、静岡地方裁判所は、袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審開始を決定し、同時に死刑及び拘置の執行停止を決定した。同決定は、確定死刑判決の決め手とされた5点の衣類をはじめとする重要な証拠が捜査機関によりねつ造された疑いを指摘し、代用監獄を利用した非人間的取調べの末に袴田氏に虚偽の自白をさせたことも認定した。そのことを踏まえ決定は、全48年間、死刑確定後でも33年間拘置されてきた袴田氏の「拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する」として、死刑と拘置の執行をも停止して釈放を命じたのである。しかし、釈放された袴田氏は、長期間にわたり死刑執行の恐怖にさらされ、心身を病むに至っている。こうして、現在でも死刑えん罪が存在することが改めて明らかとなったのである。

我が国では、死刑事件について既に4件もの再審無罪判決が確定している（免田・財田川・松山・島田各事件）。また、死刑事件ではないものの近時においても、足利事件について宇都宮地方裁判所は2010年（平成22年）3月26日に、布川事件について水戸地方裁判所土浦支部は2011年（平成23年）5月24日に、東電OL殺人事件について東京高等裁判所は2012年（平成24年）11月7日にそれぞれ再審無罪判決を言い渡した。

これらの事件以外にも、死刑事件である名張毒ぶどう酒事件は、一審無罪であるのみならず一度は再審開始決定も出されていて、えん罪である疑いが強く、当連合会はその再審を支援している。残念ながら、奥西勝氏は本年10月4日にお亡くなりになられた。死刑判決確定後、43年余りにわたり死刑執行の恐怖にさらされながら、闘いの途中で生涯を終えた無念さは、察するに余りある。早期に無辜の救済が実現できるように、刑事司法制度とその運用の改善が必要であるとともに、死刑制度そのものについても真摯な議論が必要である。

こうした数々の誤判事例、とりわけ死刑えん罪事件が生じてきた事実があるにもかかわらず、誤判原因の解明とその防止のための抜本的対策は、なんらとられないまま数十年もの年月が経過してきた。

(2) えん罪による死刑執行のおそれ

こうした状況下においては、えん罪による死刑執行のおそれは現実のものとなっている。例えば2008年（平成20年）には、足利事件と同様に精度の低いDNA鑑定等に基づき有罪とされ死刑が言い渡された飯塚事件について、再審請求の準備中にもかかわらず死刑が執行され、各方面から疑問の聲が上がった。一旦失われた命は回復不可能なものである。我が国が死刑制

度を維持し執行を継続する限り、常にその危険が内在しているものと言わざるを得ない。国際人権（自由権）規約委員会が、「誤った死刑判決に対する法的なセーフガードをすみやかに強化」するよう、我が国に対して求めているとおりである（2014年（平成26年）7月・第6回日本政府報告書審査）。

(3) 緊急にとられるべき措置

そこで、死刑えん罪を未然に防ぐために、緊急に以下の措置を講じる必要がある。

① 捜査機関が収集した証拠リストの弁護人への交付を含む全面的証拠開示制度を早急に整備すること。

先の通常国会において継続審査となった刑事訴訟法等の一部を改正する法律案には、検察官による証拠の標目を記載した一覧表の作成とその開示が盛り込まれているが、えん罪を防止し、刑事手続における実質的当事者対等の理念を実現するためには、捜査機関の収集した証拠リストの弁護人への交付を含む全面的な証拠開示制度を早急に整備するべきである。

② 刑事事件においては、科学的に精度の高い再鑑定を受ける機会の保障が必要であるところ、とりわけ死刑事件においては、科学的に信頼性の高い方法による再鑑定の機会を権利として確立すること。

足利事件の再審開始決定は、過去に行われたDNA鑑定について、科学的に精度の高い再鑑定を行うことによって、その結論が覆ることがあることを示している。とりわけ、死刑事件については、誤った死刑執行による結果が回復不可能であることから、このような再鑑定を行うべき必要性が高い。しかしながら、過去の鑑定の際に鑑定資料がすべて費消されてしまっていれば、再鑑定自体が不可能となってしまう。そこで、科学的に精度の高い再鑑定を受けることを権利として確立することが必要である。米国では、無実を訴える死刑確定者や受刑者に対し、法律上、DNA鑑定を受ける権利が認められており（「イノセンス・プロテクション・アクト」）、この制度の下で多数の再審無罪判決が言い渡されている。

③ 死刑確定者と弁護人等との秘密交通を確保すること。

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」施行後も、死刑確定者と弁護人との接見には職員の立会いが原則とされ、秘密交通権が確保されていない状態が続いていた。その後、2013年（平成25年）12月10日、最高裁判所（第三小法廷）は、死刑確定者と再審請求手続の弁護人との打合せのための接見に際し、当該死刑確定者を収容している刑事

施設の長が職員を立ち合わせたことが違法であるとの判決を言い渡した。その後の実務において改善はみられるものの、いまだに再審に関する弁護人との接見に職員を立ち合わせる例が存在する。国際人権（自由権）規約委員会は、死刑確定者と再審に関する弁護人等との間の全ての面会の厳格な秘密性を確保すべきであると勧告している（2014年（平成26年）7月・第6回日本政府報告書審査）。

④ 再審請求における国選弁護制度を創設すること。

再審請求については、国選弁護制度が存在せず、実質的に弁護権が保障されているとは言い難い現状である。国連拷問禁止委員会は、第1回日本政府報告書審査の総括所見（2007年（平成19年）5月）において、死刑判決確定後の国選弁護人へのアクセスの欠如につき懸念を表明し、第2回審査（2013年（平成25年））においても、「手続のすべての段階において、死刑確定者に弁護人による効果的援助を保障」することを勧告している。

⑤ 再審請求による死刑執行停止効を確立すること。

刑事訴訟法第442条は、再審請求があったときは検察官は刑の執行を停止できるとしているにとどまり、必要的な刑の執行停止理由とはされていない。国連拷問禁止委員会、国際人権（自由権）規約委員会は、この点についても執行停止効を確保するよう勧告している。

⑥ 死刑執行を事前に合理的な余裕をもって告知する運用の再開。

死刑確定者が無実を訴えて再審請求の準備を行いながら、そのさなかに執行される事例が後を絶たない。誤った死刑執行を現実防ぐためには、死刑執行の予定日時について、事前に告知することが不可欠である。国際人権（自由権）規約委員会によっても、執行日時につき、死刑確定者本人及びその家族に対し合理的な余裕をもって告知することが、繰り返し勧告されてきた。

5 結語

以上のとおり、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める次第である。

(別紙)

死刑制度に関する当面の検討課題

有識者会議においては、死刑存廃や死刑執行停止の議論の他に、下記の点も議論されるべきである。

記

- 1 死刑制度とその運用に関する情報公開
- 2 死刑制度に関する世界の情勢
- 3 死刑の犯罪抑止力
- 4 死刑の執行方法（絞首刑）
- 5 死刑に代わる最高刑（仮釈放のない終身刑を含む。）と仮釈放・恩赦制度
- 6 死刑制度に関する世論調査
- 7 死刑執行の事前告知
- 8 犯罪被害者支援の現状
- 9 死刑の量刑判断について裁判官及び裁判員の全員一致制
- 10 死刑判決に対する自動上訴制及び死刑判決を求める検察官上訴の禁止
- 11 犯罪時20歳未満の少年に対する死刑の廃止
- 12 知的障がい者に対する死刑の科刑及び執行の制限
- 13 死刑えん罪事件を未然に防ぐための措置
- 14 死刑確定者の処遇
- 15 その他

政治的リーダーシップによる死刑廃止事例

日本弁護士連合会

国・地域	死刑廃止年	死刑支持率（調査年）	出典
アジア			
香港	1993 （最後の執行は1966年）	68%（1986）	Johnson and Zimring, The Next Frontier, p.302.
フィリピン	2006 （2000年に執行停止）	80%（1999）	同上
韓国	事実上の廃止国 （最後の執行は1997年）	66%（1999）	同上
欧米			
イギリス	1969 （1965年に執行停止）	81%（1962）	Daily Telegraph 紙 2006年1月3日付記事： http://www.telegraph.co.uk/news/uknews/1506834/Less-than-50pc-back-dea-th-penalty.html
フランス	1981	62%（1981）	フランス国民議会ホームページ： http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/peinedemort/
ハンガリー	1990	66%（1993）	駐日欧州連合代表部提供情報
ブルガリア	1998	65.1%（1998）	駐日欧州連合代表部提供情報
カナダ	1976	68%（1978） ⁱ	カナダ法務省ホームページ： http://www.justice.gc.ca/eng/pi/rs/rep-rap/2001/trr01_1/p7.html#section7_4
アフリカ			
南アフリカ	1995	62%（1995）	Lilian Manka Chenwi, Towards the Abolition of the Death Penalty in Africa: A Human Rights Perspective

ⁱ 死刑の再導入に対する支持率。